



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 条例

- *48 和歌山県税条例の一部を改正する条例 （税務課）..... 2
- *49 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する
条例 （ 〃 ）..... 7

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

（1）県民税

個人の県民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとしました。（附則第6項の15～附則第6項の19関係）

ア 令和6年度分の個人の県民税に限り、次の措置を講ずる。

（ア）一定の納税義務者の所得割の額から、1万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、1人につき1万円を加算）に個人の住民税の所得割の額に対する個人の県民税の所得割の額の割合を乗じて得た金額を控除する。

（イ）寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とする。

イ 令和7年度分の個人の県民税に限り、一定の納税義務者（控除対象配偶者ではない同一生計配偶者を有するものに限る。）の所得割の額から、1万円に個人の住民税の所得割の額に対する個人の県民税の所得割の額の割合を乗じて得た金額を控除する。

（2）地方消費税

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除く。）のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受する者については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととすることとしました。（第42条の13の11関係）

（3）不動産取得税

ア 宅地建物取引業者等が売り渡す新築家屋を取得したものとみなす日の特例措置及び新築住宅特例適用住宅が新築される土地の取得に係る減額措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。（附則第10項の2の2及び附則第10項の2の3関係）

イ 住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置及び宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（附則第10項の3及び附則第10項の8関係）

（4）軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。（附則第19項関係）

（5）狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(附則第22項~附則第22項の3関係)

2 施行期日

- (1) 令和6年4月1日から施行します。
(2) 1の(2)については、令和7年4月1日以後に国内において行われる電気通信利用役務から適用します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

主な改正内容は、次のとおりです。

- (1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第1条関係)
不動産取得税の特別措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(附則第2項関係)
(2) 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第2条関係)
県税の特別措置の適用期限を令和6年6月30日まで延長することとしました。(第2条関係)
(3) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第3条関係)
県税の特別措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(第2条、第3条及び附則第3項関係)
(4) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第4条関係)
県税の特別措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第48号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the table of contents for the amended ordinance, showing changes in chapter and section numbers for local consumption tax.

第2章 略

第3節 略

第42条の13の10 略

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第42条の13の11 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内(法の施行地をいう。)において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供(同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

附 則

6の14 略

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

6の15 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、法附則第5条の8第1項に規定する特別税額控除対象納税義務者(次項、附則第6項の18及び附則第6項の19において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第23条から第24条の4まで、附則第6項の2、附則第6項の6、附則第6項の10、附則第6項の12及び法附則第5条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

6の16 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族(法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超える場合には1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第23条から第24条の4まで、附則第6項の2、附則第6項の6、附則第6項の10、附則第6項の12及び法附則第5条第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条

第2章 略

第3節 略

第42条の13の10 略

附 則

6の14 略

の3、法第314条の6から法第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

- 6の17 前2項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項及び附則第6項の10の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額(附則第6項の15及び附則第6項の16の規定の適用を受ける前のものをいう。)」とする。

(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

- 6の18 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第23条から第24条の4まで、附則第6項の2、附則第6項の6、附則第6項の10、附則第6項の12及び法附則第5条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 6の19 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の第23条から第24条の4まで、附則第6項の2、附則第6項の6、附則第6項の10、附則第6項の12及び法附則第5条第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第42条の25第1項及び第3項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第42条の25第1項及び第3項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定

める場合には、4年」と、第42条の25第1項及び第3項第1号中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

10の3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

10の8の2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

11・11の2 略

11の3 前項の規定の適用がある場合における第24条の4、附則第6項の2、附則第6項の16及び附則第6項の19の規定の適用については、第24条の4中「及び前3条」とあるのは「、前3条及び附則第11項の2」と、附則第6項の2第2号中「次項」とあるのは「次項、附則第11項の2」と、附則第6項の16第1号及び附則第6項の19第1号中「及び」とあるのは「、附則第11項の2及び」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「3年」とあるのは「3年を経過する日(当該経過する日が令和9年3月31日以後に到来する場合には、同日)まで」と読み替えるものとする。

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。))第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、令和11年3月31日までにに行われた場合には、第133条第1項の規定にかかわ

める場合には、4年」と、第42条の25第1項及び第3項第1号中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

10の3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

10の8の2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

11・11の2 略

11の3 前項の規定の適用がある場合における第24条の4及び附則第6項の2の規定の適用については、第24条の4中「及び前3条」とあるのは「、前3条及び附則第11項の2」と、附則第6項の2第2号中「次項」とあるのは「次項、附則第11項の2」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「3年」とあるのは「3年を経過する日(当該経過する日が令和6年3月31日以後に到来する場合には、同日)まで」と読み替えるものとする。

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。))第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、令和6年3月31日までにに行われた場合には、第133条第1項の規定にかかわ

らず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、令和11年3月31日までに行われたときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

22の3 令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

22の4 略

らず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、令和6年3月31日までに行われたときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

22の3 令和6年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

22の4 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（地方消費税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下この項において「新条例」という。）第42条の13の11の規定は、令和7年4月1日以後に国内（地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地をいう。以下この項において同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（新条例第42条の13の11に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第49号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
 （和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「<u>県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 平成20年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「<u>県税条例第42条の16</u>」とあるのは「<u>県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3</u>」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>

（和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不動産取得税の特別措置）</p> <p>第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和6年6月30日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>（不動産取得税の特別措置）</p> <p>第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和6年3月31日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>

（和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。))第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。))第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 略</p>	<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 略</p>
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。</p>

（和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（令和3年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の特別措置）</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>（事業税の特別措置）</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。